

小糸南地区建築協定運営委員会運営規則

協定 1981 03 26
更新 1996 03 26
更新 2006 03 26

(目的)

第1条 本規則は、小糸南地区建築協定第13条に基づき、委員会の運営に必要な事項を定める。

(招集)

第2条 委員長は次の一つに該当する場合、委員会を招集し、進行する。
(1) 委員長が必要と認めた時。
(2) 協定者からの要求があった時。

(委員会の審議事項)

第3条 委員会は、次の事項の審議、決定する。
(1) 建築届出内容の確認、指導に関する事。
(2) 協定書9条の制限事項違反について、工事施工の停止等、当該違反行為是正のための必要な措置に関する事。
(3) 協定の変更、更新に関する事。

(議決)

第4条 委員会の議決は、委員の3分の2以上が出席し、出席委員の過半数で決定する。
可否同数の場合は、委員長がこれを決する。
委員長一任の議決は無効とする。

(議事録)

第5条 委員会の審議、決定事項は議事録を作成しなければならない。
(1) 議事録には、議題、審議過程及び結果を記載し、出席者の各認印を押印することとする。
(2) 議事録の発言者欄は、公正な発言を得るため、及び発言者を保護するために記号に因る発言者欄の記録を認めることとする。
(3) 委員は、審議過程で知り得た秘密事項を他に漏洩してはならない。
(4) 議事録は公開しないこととする。

(費用)

第6条 委員会の運営費用は、自治会の費用に計上する。

(届出)

第7条 協定書第8条に規定する届出は、次の通りとする。

(1) 建築物を建築する時の届出は、第1号様式により行うものとする。委員会は、内容に疑問が無ければ原則として10日以内に審査結果を第2号様式の書面で行う。

尚、受理した図書類は竣工後に返却する。

(2) 土地建物の名義変更時の届出は、第3号様式により行うものとする。

(委任)

第8条 本規則に定めるものの他、委員会の事務執行、会計、その他必要な事項は、委員会の承認を得て委員長が定める。

(施行期日)

第9条 この規則は、本協定書発効の日から実施する。

2005年9月26日

小糸南地区建築協定運営委員会
2005年度小糸南自治会長
代表 山田修